

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

<令和5年度の取組状況>

実施時期	内容
H31.4 ～R5.3	出産に伴う休暇・休業の周知のため、案内を庁内 LAN に掲載
R3.7	勤務時間の管理及び休暇等の電子申請のため、出退勤 システムを全庁的に導入
R4.10	男性の育児休業促進のため「産後パパ育休」制度を 条例制定
R4.10	男女ともに利用出来る妊娠・出産・育児に関する休暇 等の概要、パンフレットを作成し周知
R5.1	女性活躍の推進に資する男女共同参画についての意 識の醸成のため、職員を対象に研修を実施
R5.4～	時間外勤務縮減のため、ノー残業デーの設定を各課の 状況に合わせて、繁忙期等を避ける等して設定するこ とにより、実効性を高めた。
R5.4～	心身の不調を未然に防ぐため、カウンセリング事業を 月に1回開始